

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	固定資産税に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

都留市は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・本事務を行うにあたり「固定資産税システム等」を使用している。
- ・本事務の一部を外部委託しているが、外部委託にあたっては契約書に「秘密の保持に関する条項」等を設け、秘密保持を徹底している。
- ・不正行為等を防ぐ方策として、パスワード及び生体認証を導入しシステムの操作者を限定している。

評価実施機関名

山梨県都留市長

公表日

令和8年3月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	この事務は、次に掲げることを行う。 ①固定資産税の調査及び賦課に関すること。 ②固定資産税の調定及び整理に関すること。 ③固定資産の評価及び価格に関すること。 ④国有資産等所在市町村交付金に関すること。 ⑤固定資産の課税台帳及び名寄帳の整備及び保管に関すること。 ⑥地籍図の整備及び保管に関すること。 ⑦土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿に関すること。 ⑧固定資産の課税台帳の閲覧に関すること。 ⑨評価証明等に関すること。
③システムの名称	①固定資産税システム ②宛名管理システム ③収納管理システム ④滞納管理システム ⑤eLTAXシステム ⑥団体内統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名

資産情報ファイル、課税情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)及び別表(第九条関係) ・第9条(利用範囲) <別表(第九条関係)における利用範囲の根拠> 上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「地方税」が含まれる項(24の項)
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 なし 【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号及び別表第二の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令7号)第20条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民部 税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒402-8501 山梨県都留市上谷一丁目1番1号 都留市 総務部 総務課 行政防災室 法制広報担当 Tel:0554-43-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒402-8501 山梨県都留市上谷一丁目1番1号 都留市 市民部 税務課 資産税担当 Tel:0554-43-1111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

9. 監査

実施の有無	[] 自己点検	[O] 内部監査	[O] 外部監査
-------	----------	------------	------------

10. 従業員に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
------------------	--------------------------------	--

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	-----------	---

判断の根拠

■都留市における措置
 ①物理的安全管理措置
 ・外部進入防止: 外周警備(赤外線センサー)、24時間有人監視、監視カメラ
 ・入退館管理: ICカード認証
 ・持込・持出防止: 金属探知機、DRタグ媒体管理、持込・持出台帳管理
 ②技術的安全管理措置
 ・固定資産税システムへのアクセス時における二要素認証
 ・ウイルス対策ソフトウェアの導入
 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク
 ③移行作業に関する措置
 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。

■中間サーバ・プラットフォームにおける措置
 ①物理的安全管理措置
 ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。
 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
 ②技術的安全管理措置
 ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

■ガバメントクラウドにおける措置
 ①物理的安全管理措置
 ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認められた者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。
 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。
 ②技術的安全管理措置
 ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。
 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁、以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。
 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。
 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。
 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。
 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月1日	I 1. ②事務の概要	⑥公図の整備及び保管に関すること。	⑥地籍図の整備及び保管に関すること。	事後	
平成30年6月1日	I 5. ②所属長	税務課長 石川和広	税務課長 重森雅貴	事後	
令和1年6月1日	I 5. ②所属長の役職名	税務課長 重森雅貴	税務課長	事後	
令和3年6月1日	特記事項		・本事務を行うにあたり「固定資産税システム等」を使用している。 ・本事務の一部を外部委託しているが、外部委託にあたっては契約書に「秘密の保持に関する条項」等を設け、秘密保持を徹底している。 ・不正行為等を防ぐ方策として、パスワード及び生体認証を導入しシステムの操作者を限定している。	事後	
令和3年6月1日	I 3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一 16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一 16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	
令和3年6月1日	I 4. ②個人番号の利用	【情報提供の根拠】 なし 【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号及び別表第二の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	【情報提供の根拠】 なし 【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号及び別表第二の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令7号)第20条	事後	
令和3年6月1日	II 1. いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月1日	II 2. いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月1日	IV 8. 実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	事後	
令和4年1月4日	I 1. ③システムの名称	①AcroCity行政基本システム ②AcroCity固定資産税システム ③土地管理システム ④家屋評価システム ⑤固定資産業務支援システム(GIS) ⑥番号連携サーバ ⑦中間サーバ	①固定資産税システム ②宛名管理システム ③収納管理システム ④滞納管理システム ⑤eLTAXシステム ⑥団体内統合宛名システム	事後	
令和4年1月4日	I 2. 特定個人情報ファイル名	行政基本情報ファイル、資産情報ファイル、課税台帳情報ファイル	資産情報ファイル、課税情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、宛名情報ファイル	事後	
令和4年1月4日	II 1. いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和3年12月3日時点	事後	
令和4年1月4日	II 2. いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和3年12月3日時点	事後	
令和4年1月4日	IV 8. 実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	事後	
令和8年3月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第一 16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)及び別表(第九条関係)・第9条(利用範囲) <別表(第九条関係)における利用範囲の根拠> 上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「地方税」が含まれる項	事後	
令和8年3月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数	令和3年12月3日 時点	令和7年12月1日時点	事後	
令和8年3月13日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	評価書記載のとおり	事後	
令和8年3月13日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	評価書記載のとおり	事後	